

紹介

M・モーガン著

「ベック修道院の

イングラント所領」

(Marjorie Morgan; The English Lands
of the Abbey of Bec. Oxford University
Press, 1946)

近藤 晃

イギリス・マナー発展の歴史は十四世紀において最も活潑な容相を呈し、この過程を構成する諸々の歴史的事象のうちにもその崩壊への決定的なオリエンテーションが与えられるのであるが、それはマナーを物的基礎とする封建領主——それが宗教的支配者であれ世俗的貴族であれ——の政治的・経済的支配機構の構造的危機が全面的に顕在化し、その行程のうちに社会の生

「ベック修道院のイングラント所領」

産力は全機構的に農民経済の埒内への移行を示し、『産業資本』形成の歴史的前提Ⅱ『民富』の蓄積のために必要にして且つ充分なる諸条件の豊富な成熟を可能にした、という意味でまさにそうなのである。一三四八・九年における黒死病の全イングラントに亘る大流行、一三八一年にみる大規模な農民一揆、その間を縫って頻発する農民の反領主的抵抗、そして就中剰余労働の支配的形態としての賦役(Ⅱ労働地代)の貨幣地代への漸進的移行、これに伴なう領主直営地経営の縮小乃至消滅、直営地における定期小作 (leasehold) の生成、——これらは十四世紀における英国社会経済史の示す特徴的容相であり、当該封建制の固有な発展過程を形づくるところである。

この十四世紀にみる激烈な社会的変動は、史料の探掘が歴史のそれに基づく科学的研究を可能ならしめて以来英国社会の始めて経験する最も活潑な歴史の所産として史家の注意を喚起したことはいうまでもない。イギリス・マナーに関する諸研究の相当量が十四世紀の社会変革に關説し、幾つかのすぐれた研究成果を産み出すとともに、またそれらをめぐる数々の注目すべき論争の展開をみた(註一)。しかしながら初期における歴史学の動向はその方法的貧困と限界性の故に、地方史の分野における精緻な実証的研究の幾つかを齎らしたにも拘らず、総体としては見るべき成果を収めえなかつたことを否定するわけにはいかない。実際十四世紀に關する英国史学の研究は可成り多角的に且つ花々しく行なわれたことは事実である。十九世紀後半

以来、或いは農民一揆をめぐって、或いは賦役の「金納化」(Commutation)の進行度とその地理的分布状況について、そして更にこれらの二つの主要論点——特に後者——に関する黒死病大流行の及ぼした影響如何について、十四世紀の社会経済史の研究者たちは殆ど例外なく必ずその分析のメルクマールを求め、そして自らの所説を展開してきた。しかしそれにもかかわらずその研究乃至論争の齎らしたところは必ずしも稔り豊かなものとは云い難い状態であった。この研究過程を顧みてM・M・ポスタン(M. M. Postan)はこう語っている。『賦役のクロノロジーそれ自体よりも想定されたクロノロジーを支えている説明の方が更に受入れ難くさえあった。それ故主たる欠陥はその時期に關したそれよりもその立脚している論理にある』(註二)と。ポスタンが十四世紀の歴史学が思わしい進展をみせなかつた原因として指摘しているところの『その立脚している論理』とはどのようなものだったのであるうか。我々はここで前世紀の最後の四半世紀以来一九三〇年代にかけて継続された十四世紀をめぐる諸研究が、多かれ少なかれその分析の前提とした封建社会理論、すなわち謂うところのマンナー研究に關する『古典理論』(Classical Theory)を想起せねばならない。いふまでもなくこの『古典理論』は十九世紀末葉にフレデリック・シーボム(F. Seeborn)、ポール・ヴィノグラードフ(Paul Vinogradoff)、フレデリック・W・メイトランド(Frederick William Maitland)の三者——勿論その所説は多くの異なるニ

ュアンスをもつていた——によつて構成されたものであり、『ウラー伝説』ともよばれた大陸における当時の支配的共同体学説『マルク共同体論』の影響から自立して独自の存在を築き上げたものであった。この内容とその基本的特質とに關しては既に幾人かの先学の筆によつて紹介されており(註三)、筆者もまた前に若干触れるところがあつた(註四)。従つてこの一応周知の事実とされるこの問題についてはここで再び論ずることは恐らく無用であり、またいまはその場でもないのであるが、この『古典理論』が最盛期におけるイギリス・マンナーの分析に際しても、その解体期についても研究の出発点となり或いはその立論の前提とされてきたことは論をまたぬところである。しかし『古典理論』それ自体二十世紀に入るや否や烈しい批判の矢面に立たねばならなかつた。その批判の内容は主としてマンナーの実証的研究の立場から提出されたものであり、所謂「古典的マンナー」は唯単に「理論的のみ存在する」にすぎぬ、乃至は現実に古典理論の説く如き構成因子を具有するマンナー体制はその量においては例外的な存在たるのみであるとされ、總じて『古典理論』の所説は歴史学における一つの『プロクルステースの寝台』として拒否しようとする点に帰着する。こうして英国史学界は『古典理論』に關する反省期を迎えることとなるのであるが、その『古典理論』克服過程の具体的な在り方については、我々として少なからず問題のあるところである。この点に關しては別に詳細に検討を加える機会をもちたいと考えて

いるのであるが、総じてこの過程のうちに今日実証史学偏重という英国史学界の支配的風潮の起源をなぐり当てることのできるように思われる。要するにそこにみられるところは『古典理論』の発展ではなく廃棄であった。この英国史学の源流が提示した幾つかの命題はその経験的妥当性が稀薄である、乃至は欠除してゐるとの理由から次々と廃棄されたのである。この結果は歴史的諸事象に内在する普遍的契機を抽象しそれを理論として構成することにより社会諸關係の発展過程を貫く法則性を求めようとする一切の意欲が英国史学界から殆んど捨てられることとなる。このことは『古典理論』の解体以後英國における封建社会史の研究にならば、これに代るべき統一のな理論体系の形成をみることもなく、『古典理論』をして徒らに石女に終らした決定的な理由となるのである。(註五)

- (註一) 封建社会における基本的階級闘争としての農民の抵抗とその全国的規模のなると組織を述べ、一三八一年の農民一帯 (Peasant's Revolt) に関し、C. Oman; The Great Revolt of 1381 (1906), E. Powell; The Rising in East Anglia (1896), J. E. T. Rogers; A History of Agriculture and Prices in England, Vol. I (1866) Chap. IV. ditto. Six Centuries of Work and Wages (1884) Chap. IX. 等の古典的叙述を接するに必要であるが、特に坂井 R. H. Hilton & H. Fagan; The English Rising of 1381 (1950) 及び R. H. Hilton; Peasant Movements in

『スエック修道院のイングラント所領』

England before 1381. Economic History Review (1949) の注目すべき研究をもちことになった。

- 一三四八年の黒死病大流行の社会経済的影響と賦役の金納化に関する重要文献として、前記 T. W. Page の二著を始る T. W. Page; The End of Villainage in England. Publications of the American Economic Association, 3rd Series. Vol. 1 No. 2 (1900). H. L. Gray; The Commutation of Villain Services in England before the Black Death. English Historical Review Vol. XXXI. No. (XVI) (1914), A. E. Levett & A. Ballard; The Black Death on the Estates of the See of Winchester, with A Chapter on the Manors of Winney Brightwell and Downton. (P. Vinogradoff (ed.) Oxford Studies in Social and Legal History, Vol. V (1916). E. A. Kosminsky; Services and Money Rents in the 13th Century. Economic History Review. Vol. V, No. 2 (1935). M. M. Postan; The Chronology of Labor Services. Transactions of the Royal Historical Society. 4th Series, Vol. 20 (1935) 等の研究の基本系列を形成するものである。(後編)

(註二) Postan. op. cit. p. 171 傍点は引用者。

(註三) 差しあはつた矢口孝次郎「イギリス封建社会経済史」(昭和二十四年)第五章第一節、小松芳喬「封建英國とイ

の崩壊過程」(昭和十九年) 第一論文「マナ研究史概要」等参照。

(註四) 立教経済学研究第七卷第一号、一六七—一七一項。

(註五) 戦後英国中世経済史家として登場しマルクス主義の方法に立つことによつて斯界の水準を高からしめ、且つ新しい研究方向を指示した俊英 R・H・ヒルトンは「古典的マナー」をもつて生産様式としての封建制下における階級構造の原型を示すものとし、『古典理論』を新たな問題視角から再びとりあげよする。(R. H. Hilton; Kibworth Harcourt: A Merton College Manor in the 13th and 14th Centuries. Studies in Leicestershire Agrarian History, ed. W. G. Hoskins. Chap. I. pp. 18—19. 1949.)

このようにして立論の基礎が動揺し崩れ去つていったとき、十四世紀に関する経済史研究もまた大きな障礙に直面する結果となり、問題の提出それ自体さえも鋭い反省が要求されねばならなくなつたのである。このような事態は、例えば有名な黒死病論争とその帰結のうちに明瞭に看取しうるところである。この問題はマナー経済の基軸たる賦役による直営地耕作の崩壊過程解明のために重要な手懸りを探りあてる目的から設定をみたものであり、この過程の焦点は賦役から貨幣地代への地代形態における転換、《commutation》の歴史具体的な姿態の究明に正しく絞られたのであつたが、それにもかかわらず主要な論

点は賦役の「金納化」の時期如何、そしてこの「金納化」の進展にたいして一三四八・九年に猩獺を極めた黒死病がどの程度の関係をもつていたか、という点におかれた。従つて研究の方法として、黒死病以前にどの程度「金納化」が進行してゐたかの検証に始まり、更に黒死病の効果を考量することが一つの慣例となつたのである。この方面における古典の見解はサラルド・ロヂャース (James E. Thorold Rogers) により一八六六年その尨大な主著 A History of Agriculture and Prices in England の第一巻において展開された。このロヂャースの説くところは、「金納化」は既に十四世紀前半において普遍的な現象となつており賦役は極めて少数の農民によつて負担されたにすぎない。しかも黒死病以後にみられた労賃の昂騰と穀物価格の低下という二つの事態は領主による賦役の復活という企図を刺戟し、それは同時に農民の激しい抵抗を誘発する結果となる、従つて一三八一年の農民一揆の原因もかかる事態の中に求めらるべきである、という点に帰着する。(註六) 二十世紀に入るや十四世紀前半においても尙かつ賦役が支配的存在であることを主張する見解が米國史家 T・W・ペイヂ (T. W. Page) によつて提出された。(註七) 自ら語るようにロヂャースの前記の見解は或る程度まで推定によつて与えられたものであつたが、ペイヂによつてこの問題は始めて精密な実証的研究の分野に移されることとなつた。このペイヂの提示する賦役の年代記は黒死病流行時に招来した封建農業の無政府状態を劃期として

黒死病以後の約三十年間における「金納化」——彼によれば特に《team-work》としての賦役のそれ——の著しい進行を主張しており、この時期に寧ろ賦役の再施行をみたとするロヂャース説に鋭く対立するものである。この場合黒死病による農業人口の夥しい減少は貨幣経済の相対的發展を招来し、その結果賦役による直營地経済は定期小作 (lease) に漸次その道に譲ることになる、という論理がその基礎をなしている。(註八)

このペイヂの見解にたいしては同じ米國史家たる H・L・グレイ (Howard L. Gray) が一九一四年主としてペイヂの所説の吟味という形で《Inquisitions Post Mortem》を根本史料として世俗領・教会領の何れにも偏せず、全イングランドに及ぶ広範な地域におけるマナーを取扱った論文《The Commutation of Villain Services in England before the Black Death》を公表し、(註九) ペイヂ説の歴史的妥当性に大きな制約を与える意味の結論を導いた。グレイの功績はこの問題に関して地域性という新しい見地を導入し、この論争を出発点から再構成を余儀なくさせる端緒を示した点に見出されねばならない。すなわち彼はポストンからグロースター (Gloucester) に至る線を設定し、その線の北西部では總じてロヂャース説に語られた如き「金納化」の先進地帯が見出され、南東部では当時商品貨幣経済の中心地と目されるロンドンに近接しているにも拘らず「金納化」はむしろ黒死病に先行する半世紀では随所に発見でき、当面ここではペイヂ説が想起される、としている。(註一)

【バック修道院のイングランド所領】

このグレイの論稿に相い前後して公表されたエリザベス・レヴィット (A. Elizabeth Levett) の研究《The Black Death on the Estates of the See of Winchester (1316)》は「金納化」の問題を黒死病との関連において考えようとしてきたペイヂ以来の学界の慣習を全く断ち切るという鋭い効果をもつばかりでなく、史料に現われる貨幣地代を賦役の金納化形態として理解しこれを賦役と単純に比較検討するといふ屢々多くの歴史家の用いた方法が頗る信頼のおけぬ性質のものであることを併せ指摘した極めて重要なものである。すなわちレヴィットは黒死病以来一代を経、ほぼその影響が薄れつつさえあった一三六〇年乃至七〇年以降に当面所領における「金納化」の最盛期を主張しており、(註一一) ペイヂの所説を峻拒して「黒死病が真にその因をなすことを立証するためには、この変革が一三五〇年から一三六〇年にかけて特に顕著であったこと、およびその過程が一三八〇年頃まで同様な趨勢を継続的にたどったことを示さねばならない」(註一二)と結論している。また「法定地代」(Credittus assisae, rent of assize) として史料に示される貨幣地代の起源について分析のメスを揮るに従来は殆んど解明されることのなかったこの点を究明し、その結果この種の貨幣地代は極めて古い起源をもつもので、それは現物地代の金納化形態たる《Gobulum》を屢々表わしており所謂金納化とは全く無縁である場合のあることを指示し、従つて曾つてグレイ等によつて用いられていた方法、すなわち諸地代と各種賦役の

価値量との比較検討は金納化問題に何ら光明を投ずるものではない事実を明らかにしている。(註一三)このレヴィットの研究には既に『古典理論』にたゞして数多くの批判的研究の存在を意識した態度が明瞭に看取できるのである。特にそれ以前の諸研究が、十二・三世紀には賦役に基づくマナー体制が支配的であったという『古典理論』から導いたシェーマをその前提としていたとき、十四世紀にみる貨幣地代がすべてそうした賦役体制解体の結果として把握されていたとすれば、ロチャース以来半世紀にわたって継続されてきたこの問題はその発端から改めて反省を加えねばならぬのである。

(註六) T. Rogers, *A History of Agriculture and Prices*, pp. 81—83.

(註七) T. W. Page, *The End of Villainage in England* (1900)

(註八) Page, *ibid.*, pp. 346—347, etc.

(註九) *English Historical Review*, Vol. XXIX No. CXVI (1914)

(註一〇) Gray, *op. cit.* 早大経済史学会編「英吉利経済史研究資料」(増補改訂版) 一二六—七頁。尚グレイの示唆する賦役の地理学は、マナー体制解体の基本線が貨幣経済による自然経済の克服にあるとするペイチの所説にたゞする批判的見解を内包してゐる点で注目すべきである (*ibid.* pp. 101, 103—4, etc.)。

(註一一) Levett, *op. cit.* p. 142.

(註一二) *ibid.* p. 148.

(註一三) *ibid.* pp. 14—20. 尚彼女のグレイ批判にうつは *ibid.* pp. 11—12 n. 参照。

このようにして全くその方向を見失つた「金納化」問題はソヴィエト史家 A・E・コスミンスキーの業績をみるまでは『古典理論』の孤子として暫らくは忘れられた感さえあつた。レヴィット以降約二十年間はこの問題の研究史に一つの暗黒時代を劃することになる。この暗黒時代に光明を投じたコスミンスキーの論稿 *Services and Money Rents in the 13th Century* (1935) にいふが、既に数多い紹介がなされ且つそれを基礎とした乃至それに示唆をえた幾つかの注目すべき業績が世に問われており、その所説は余りにも著名である。(註一四) 実際この論稿と関説することなしに英国の封建社会を語ることはできなうといつても何ら誇張にはならぬ。この余りにも著名なコスミンスキーの論文の内容に関してはここに再び紹介する必要もないのであるが若干前記の研究史との関連という視角からその所説を特徴づけてみよう。先にレヴィットによつて提起された問題点すなわち十四世紀にみる貨幣地代は必ずしも賦役の金納化形態として把握できないという事実に着目したコスミンスキーは既にグレイ、ステントン (F. M. Stenton)、『ニールソン (N. Neilson) (註一五) 等によつて検出されつゝあつた所領構造の多様性とその地理的配分にこれを対応せしめるといふ形で

兩者の相関関係の究明を行なった。その結果所領構造の多様性を領主直営地と農奴保有地との間の量的関係如何により「荘園的」および「非荘園的」という二つの範疇に解消し、前者においては「古典理論」の説く如き賦役体制の優越性が、後者においては自由保有地の広汎な存在と貨幣地代が農奴諸負担の支配的部分を形成するという傾向とが析出できるとし、更に十三世紀においてはこの二つの傾向が共に發展することをも併せ明示した。このパラドクシカルな事態はいずれも漸く伸長して行く貨幣経済のマナー体制に与えた影響によるものとして把えらるゝ主張するコスミンスキーはこの点を封建社会の階級構成に対応せしめ、その基礎にはこの時期における貨幣経済の生産的基礎が領主による直営地経済にあるか農民経済にあるかという問題が所領構造との相関において横たわっていることを指摘し、特に巨大所領による賦役の創出・維持に『封建的反動』(Fendal reaction)は「農民一揆」を惹起する根本要因をなすものであると強調してゐる。

このようにして「賦役の金納化」をめぐる論議はコスミンスキーにより英国封建制の全構造的な理解を基盤とする極めてダイナミックな視角をもつことになる。このコスミンスキーの説は一九三八年英国のポスタンによって略々その大綱が再び確認された。(註一六) 賦役の年代記を賦役から貨幣地代へそして貨幣地代から賦役の復活・安定期そして更に金納化へとどう形を示したポスタンはコスミンスキーの指示した『封建的反動』

「バック修道院のイングリランド所領」

を十三世紀における凡ゆるマナーにみられる普遍的な律動と解し、それを十六世紀のオスト・エルベにみる《Gutschenschaft》の形成と関連させてゐる点は注目に値いする。(註一七)

(註一四) コスミンスキーの所説はヒルトンによつて正しく繼承されてゐる点に我々は注意せねばならぬ。ヒルトンによる一連の業績をみよ。R. H. Hilton; *The Economic Development of Some Leicestershire Estates in the 14th and 15th Centuries.* (1947) ditto. *Social Structure of Rural Warwickshires in the Middle Ages.* (1950) etc. 尚前者については「立教経済学研究」第七巻第一号における拙稿参照。

またコスミンスキーにならうしてはE. リンマン(E. Lipson)による批判が先に提出されてきた。(ditto. *The Economic History of England. Vol. I. 7th edition.* 1937. p. 62 n.) 近年キヌマン(Kinman) *The Manor in the Hundred Rolls.* (*Economic History Review.* 2nd Series. Vol. III. No. 1 1950) を題された批判的論文が発表されてゐる。尚コスミンスキーの論文はモスクワにおよぶ露文で発表された著書『十三世紀における英国農業史に関する諸研究』の要約であるが、その原典が目下ヒルトンの手によつて英訳されつつあることを附記しておく。

(註一五) H. L. Gray; *English Field Systems* (1915). F. M. Stenton; *Types of Manorial Structure in the*

Northern Danelaw (1910). N. Neilson ; English Manorial Forms. American Historical Review Vol. XXXIV. (1929) etc.

(註一六) Postan; Chronology of Labour Services.

(註一七) *ibid.* pp. 185 below. 尚ホスタンの進歩性はこの点に極限されねばならぬ。彼は封建農業における諸變革を土地と農業人口との量的均衡から殆ど一義的に説明しようと企圖している。この種の見解は會つてのハイチに見出される所説に連なる俗流史学の伝統的見地に他ならぬ。このホスタンの哀れむべき史観は十五世紀に関するロチャーストントンの見解の綜合をなした論稿 *Fifteenth Century. Revision in Economic History* (*Economic History Review*. Vol. IX, No. 2, 1938) を前掲のロッキンキー批判にも窺知るところであるが、就中一九五〇年の發表された論文 *Some Economic Evidences of Declining Population in the later Middle Ages.* (*Ec. H. R.* Vol. II, No. 3) に明瞭である。同論文の紹介として、藤田重行『ホスタン「中世後期における人口減少に関するある經濟上の証拠」として』(『經濟と經濟学』第一号)がある。

十三世紀におけるマナーの發展過程のうち「封建的反動」という特徴的事実を指示する点において意見の一致をみたロッキンキーとホスタンは、その理論的基礎と論証の方法とにお

いて決定的に袂を分かつ關係に立つのであるが、一九三五年以降の二つの業績をえた英国中世史学界は特に今次大戰後恐らくは三つのグループをもつ結果を招いたと考へられる。第一はロッキンキーを出発点としマルクス主義の方法に立つてそれを再編成していこうとする進歩的歴史家のグループである。ここにはマナー体制を基軸とする封建制を生産様式として把え、マナーの發展過程をその階級的基礎構造に内在する矛盾の發展として説明しようという問題意識に立ち同時に豊富な実証性をも兼ねそなえたヒルトンに代表される極めて少数のしかし最も注目すべき歴史家が歸属する。第二には『古典理論』の克服には強い熱意を示しながらも、究極においてはマナー崩壊過程を自然經濟の貨幣經濟による代位として理解しようという学界に内在する伝統的な歴史観に何らかの形で断ち難く結びついて一連の人々があり、リブソン、ホスタンにその典型が求められる。第三は主として地方史研究に傾倒する最も多数な人々の集団であり、第二のグループとは屢々弁別しがたい実証史家がこれに属する。例えば H. P. R. フォンバーグ (H. P. R. Finberg) や W. G. ホスキンス (W. G. Hoskins) がこれを代表する。彼らは何らかの一般的法則性を導こうとする意欲は殆んど全くもっておらず『古典理論』解体の影響を消極的な形で且つ明瞭に示している。こうした三者鼎立は特に戦後における英国經濟史学界の特徴をなしている。

以上十九世紀後半以来今日に到るまでの十三・四世紀の社会

変革に関する研究史を、「金納化」論争に中心をおいて展望してきたのであるが、そこにみる問題の発展がマルクス主義という新しい問題意識の導入と精緻な実証的操作に基づく個別的な地方史研究とによって推進されたという事実には特に重大な関心が払われるべきである。戦後再び相次いで幾つかの個別研究が公表されたが、モーガンの業績もまた如上の研究史的基礎に立脚したその一つなのである。

II

G・N・クラーク (G. N. Clark) と F・M・ポウィック (F. M. Powicke) の共同編纂になつた *Oxford Historical Series of the Abbey of Bec* (註一) の著者 M・モーガンもまた数多い闡秀史家のなかの一人である。彼女がこの研究において企図した目的はこのイングランドにみるフランス系の *«alien priory»* たるベック修道院管下に組織されたマナー群、特にオグバーンのベイリフ管区 (*Bailiwick of Ogbourne*) に見出されるそれらについて十三・四世紀における行政的・経済的管理機構の容相を明らかにすることであつた。

ベックの修道院はノーマン・コンケスト以来主として寄進によつて急速にその所屬地を全イングランドに亘つて分散的に獲得していったのであるが、十三世紀中葉にはその中心に小僧院 (*cell*) または穀物倉 (*grange*) をもつ七つのマナー群を管理

【ベック修道院のイングランド所領】

することとなつたのである。この場合所領形成過程が統一的政策によつて推進されることなく適宜応変の処置がとられた結果こうした分散的な所領形態が齎らされ、個々のグループはそれぞれ異つた性格と目的をもつ管理方式に委ねられることになる。オグバーンのベイリフ管区もまたその一つのグループを構成する。

(註一) この研究の史料篇と *J. M. Chibnall (ed.), Documents of the English Lands of the Abbey of Bec. (Camden Society, 1951)* がある。なおこの編者チブノー夫人とモーガン嬢は同一人物である。

以下モーガンの所説のうち社会経済史に関する敘述部分の概要を忠実に辿つてゆこう。

モーガンはまず十三世紀のマナー経済に関する基本的視角を設定し、その点からこのオグバーン管区における各マナーの経済状態の素描を行なう。

マナーと村落共同体は中世農業を構成する二つの社会組織の類型を示すものである。共同体は本来共同体農業の必要性によつて結合されるもので、生産の自然的諸条件〔農耕地・丘陵地・森林・低地等〕とそれに対する生産者の社会的行為とによつて齎らされるものである。こうして共同体の耕作慣行は漸次発達し持分地の標準的規模と共同権が決定される。この共同体を基礎として封建貴族による生産者支配の手段たるマナー体制

が領主の意志に基づき小刻みに或いは一括して大規模に形成される。従つて領主的恣意と地方的農業条件とが直営地耕作を中心としたマナー経済の形式を決定するとすれば、特定の直営地が所領経済の内部で与えられ目的如何と市場条件（都市市場と地方市場）の動向とは村落共同体の地方的特殊性と対応しつつマナー経済の内容を大きく左右する結果となる。或る場合には一つの直営地は領主の直接経営のもとに穀物その他の生産物を領主的消費乃至有利な市場のために生産し、また何らかの管理上の困難の発生をみる場合には定期小作として地代供給の源泉を形作ることになるのである。ポスタンの説くように(註二)十三世紀のイギリス・マナーは《Grundherrschaft》と《Guts-herrschaft》の間を大きく変動することになる。

(註二) Postan: Chronology of Labour Services.

〔一〕直営地 (demesne-land) とその農業組織

特定の州 (shire) に四ヶ所以上はないといった極端な分散状態をみせるこのベイリフ管区所属の二十四ヶの直営地をもつマナーは、それにも拘らず比較的統一的な方針で運営されていた。フランスやオランダにあつては既に早くから《ventier》として所領経営を行なつていたベック修道院も、このイングランドにおいては特に——オグバインのその場合——その具体的な社会的条件により直営地における商品生産をアポットの主たる関心事たらしめていた。十三世紀の史料はかかる事態を可成り明瞭に物語っている。この時期では直営地の貸出は例外的

第一表 マナー収入一覽表 (1288—9) (註三)

Manor	Rent(including forinsec rents)			Court dues and tallage			Sale of wool and fleeces			Sale of corn		
	£	s.	d.	£	s.	d.	£	s.	d.	£	s.	d.
Cottisford	4	15	9	1	12	0	19	18	6 ¹ / ₂		11	8
Atherstone	8	0	3	7	5	8	1	2	3	3	13	1
Weedon	18	7	1	55	14	7	10	15	7	16	9	11 ¹ / ₂
Swyncombe	21	8	7 ¹ / ₂	1	4	0	5	16	11	1	10	9 ¹ / ₄
Wantage	17	5	9		17	3	3	5	4	59	5	10 ¹ / ₄
Bledlow	14	2	6	10	16	0		2	2	30	11	4 ³ / ₄
Ruislip	22	16	0	21	2	8	4	1	2 ¹ / ₂	31	7	11
Wretham	7	7	4	3	8	3	9	6	1 ¹ / ₄	19	5	8
Lessingham	5	5	2 ¹ / ₂	11	2	9	12	1		8	12	6 ¹ / ₂
Blakenham	5	5	2 ³ / ₄	1	14	3	1	6		21	6	9 ¹ / ₂
Combe	9	18	1	3	13	10	10	15	9	21	12	6
Hungerford	5	15	3		6	8	1	1	11 ¹ / ₂	10	18	6
Quarley	4	15	1	2	0	9	12	8	6 ¹ / ₂	24	0	10 ¹ / ₂
Monxton	3	18	2	2	3	7	8	9	10	16	5	8
Povington	4	17	5	2	4	4	2	1	10	10	0	0
TOTAL	153	7	10 ³ / ₄	125	6	7	89	19	7 ¹ / ₄	275	13	2 ³ / ₄

に見出されるのみである。《balliffs accounts》に示されるところによれば、一二八八年のミクルマス(九月二十九日)から翌年のミクルマスに至る一ケ年間にみる管下一五のマナーにおける収入は、地代と裁判所関係の収入が可成りの量をみせてはいるものの更に大きな部分が穀物と羊毛の販売によって齎された事実が確認される。すなわち地代収入として約一五三磅とあり、法廷収入と《tillage》の合計が一二五磅であるに比較して、羊毛の販売益金が九〇磅、穀物による収益金は二七五磅の多額に上っている(第一表)。

直營地の規模とその構成に関する知識は一二九四年の夏に作られた《extents》から得ることが出来る。この史料には先の史料に欠けていたオグバーンの重要な三つのマナー Ogbourne St. George, Ogbourne St. Andrew それに Brixton-Deverill を含めたウィルトシャー、オクスフォードシャー、バークシャー、ハムプシャー、ミドルセクス、バッキンガム、そしてウオリックの各州にわたる十四のマナーについて最盛期の直營地の地目と面積とが明らかにされている(第二表)。

一般に教会領マナーは牧畜経営を主体に集権的に組織されるのであるが、ベック修道院の所領ではむしろ農耕経営が中核をなし、牧畜は逆に副次的な意味をもつのみである。この点は第一表にも明らかであるが、羊以外の酪農用の家畜はポスターンが《Hochkonjunktur》の時代と呼んだ十三世紀でさえも決して多くはなかった。のみならず十四世紀に入るやこの種

第二表 直 營 地 面 積 (註四)

Manor	Total arable acres	Acres ¹ sown	Acres of meadow	Pasture
Ogbourne St. George	371	558	8	For 1,000sheeps, 108 cattle
Ogbourne St. Andrew	352	...	8	For 700 Sheep, 16 avers
Brixton-Deverill	717	...	6	Value, £2. 1 s. o. d.
Chisenbury	253	...	8	For 300 sheep and 20 oxen
Cottisford	128	126	5
Swyncombe	300	...	5	100 acres
Wantage and Charlton	269	104	22	Worth 6 s.
Hungerford	80	115 ²	4	Worth 3 s. 4 d.
Combe	160	120	...	For 1,000 sheep: and pasture for cattle worth 10 s. 4 d.
Quarley	400	223	...	For 160 sheep
Monxtpn	327	149	2	For 400 sheep
Ruislip	907	675	45	14 acres seperate, 80 acres in park
Bledlow	317 ¹ / ₂ 1r.	225 2r.	37 ¹ / ₂	19 acres.
Atherstone	...	280

の経営は急速に消滅し《dairyman》といわれる酪農生産者の手に定額の賃貸料で委ねられてゆくのである。直営地経済の中心はあくまでも穀物であり次いで羊毛であった。

(註三) Morgan, *ibid.*, pp. 45—46.

(註四) *ibid.*, p. 47. (1)この数字は必ずしも一貫した方法で記されたものではない。例えばロティスファード・マナーでの直営地総面積は単に播種面積のみが記録されたものと解さねばならず、恐らくは三圃制度の原則からその数字の約二分の一の面積の土地が休閒されていたと思われる。尚クワリー、モンクストン両マナーでは明らかに二圃制度が支配的であった点に注意。(2)ハンガーファードの数字についてモーガンは全く説明できぬといっている。

ここでの換金作物の主体は常時栽培の可能な小麦であった。しかしレナム (Wreham) の如き土壌の瘦せたマナーではライ麦が冬穀として栽培されていた。また大麦も市場向に生産される量は可成り多額である。燕麥・雑穀・豆類は主として常備の農業奉公人用に生産され、また飼料にも利用されるものであるが剰余は同じく販売されていた。こうした販売による貨幣収入がベックのアポットのもつ最大の収入源であったことは先に述べたとおりである(第三表)。

一方羊毛による収益も穀物販売の約三分の一に当る金額に達している。この羊毛の販売は高度に組織された羊毛貿易の機構を通じてなされるのである。広大な牧羊地をもつ領主がその羊

毛の全部を一人の商人に売却する契約を結んでいる場合もあるがまた多数の在地の商人との間に小規模な取引が数多く行なわれた事実もまた注目されねばならない。このことはアイリン・パワー (Eileen Power) も示す如くである(註六)。ベックのマナーの史料には各々のマナーよりする羊毛販売額が記されているのであるが、屢々《bailiff's accounts》の数字と《extents》におけるそれとの間に開らぎのある事実 (Monxton) から、そしてまた羊毛生産に要した経費が時には領主やその役人とともに商人の巡察の事実を物語っていることも想起するならば、一群のマナーの羊毛が一括して商人に売渡されていたものと考えられる。同時に羊毛がマナー相互間で移動しているという現象も稀には見出すことができる。特にコム (Combe) から当時小規模な織布工業の生成をみていたウィクーム (Wycombe) への羊毛の移動は興味深い。

羊毛に関する市場条件にもまして穀物の販売とその市場関係については比較的详细な知識をもつことができる。『穀物はその地域内での消費のために、或いは河川を下ってより大なる中心地にいたる通商のために大抵は小さな地方都市で販売された』(p. 9)。《custumal》に記載された農民の運搬賦役の記録は各マナーがその為に生産する市場の幾つかを明らかにしている。ブレイクナム (Blakenham) はイプスウィッチ (Ipswich) に、レッシングム (Lessingham) はノーリッチ (Norwich) 及びヤーマス (Yarmouth) に、デヴァリル (Deverill) はニヤン

第三表 穀物生産 1288-9 (註五)

Manor		Yield		Aquired	Sold	
Wheat	Cottisford	34q.	3b.	
	Atherstone	109q.	4b.	23q.	
	Weedon	150q.	2b.	1q. 4b.(b)	55q.	
	Swyncombe	87q.	6b.	16q.	
	Wantage	416q.	4b.	344q. 5b.	
	Bledlow	252q.	1b.	191q. 7b.	
	Ruislip	961q.	5b.	202q.	
	Wretham	4q.	7b.	
	Lessingham	12q.	6b.	8q.	
	Blakenham	71q.	1b.	38q. 2b.(r)	95q. 2b.	
	Combe	99q.	7b.	64q. 2b.	
	Hungerford	81q.	2b.	54q. 2b.	
	Quarley	39q.	7 1/2 b.	67q. 2b.	
	Monxton	58q.	2b.	43q. 5b.	
	Povington	82q.	3b.	48q.	
	Milburne	8q.	1b.	1q. (b)	2q. 4b.	
	Rye	Cottisford	70q.
		Atherstone	9q.	2b.	6q. (b)
		Weedon	120q.	2b.	3b.(r)	56q. 1b.
		Wetham	108q.	2b.	49q. 4b.(r)	97q. 4b.
Blakenham		68q.	15q. 6b.	
Barley	Povington	3b.	
	Atherstone	9q.	4b.	
	Swyncombe	71q.	9b.	15q. 4b.	
	Wantage	216q.	2b.	12q. 6b.(r)	153q. 2b.	
	Bledlow	143q.	7b.	9q. 4b.	
	Ruislip	6q.	4b.	6q. 4b.	
	Wretham	149d.	3b.	27q. 4b.	
	Lessingham	143q.	5b.	52q. 1b.	
	Blakenham	59q.	1b.	36q.	
	Combe	134p.	1b.	86q. 4b.	
	Hungerford	47q.	15q. 6b.	
	Quarley	156q.	63q.	
	Monxton	103q.	2 1/2 b.	51q. 6b.	
	Povington	97q.	4b.	27q. 4b.	
	Milburne	18q.	8q. 1b.	
Oats	Cottisford	50q.	
	Atherstone	128q.	6b.	39q.	
	Weedon	172q.	7b.	13q. 4b.	
	Swyncombe	72q.	4b.	70q. 5b.(b)	
	Wantage	49q.	4b.	
	Bledlow	78q.	6b.	25q. 4b.(b)	
	Ruislip	912q.	5b.	
	Wretham	79q.	1b.	4q. (b)	
	Lessingham	61q.	2b.	5q. 4b.	
	Blakenham	74q.	7b.	
	Combe	78q.	7b.	4q. 4b.(b)	5q. 4b.	
	Hungerford	34q.	6b.	5q.	
	Quarley	97q.	5b.	
	Monxton	55q.	4b.	13q. 5b.(b)	
	Povington	56q.	2b.	21q. 2b.	
Milburne	15q.	7b.	1q. 4b.		

(b)=bought; (r)=remaining from the previous year:

ツブリ (Shaftesbury) に、そのトッチャング (Toting) とリスリープ (Ruislip) とはロンドンにそれぞれその剰余生産物を送付した。しかしこのように市場が例え明記されていたとしてもそのマナーの全剰余がそこで販売されたと考ええることは危険である。価格さえ良ければ最も近い地方市場で販売することはベイリフにとっては明らかに有利であり、事実許された範囲でベイリフはこれを実行していたのである。この傾向は次第に強くなっている。しかし直管地の剰余農産物の支配的部分は東海岸の港湾都市に集中され海路ロンドンや大陸にさえも販売されたのである。

(註五) 五〇—五二頁所収の表より抄出。

(註六) E. Power: *Wool Trade in English Medieval History* (1941) pp. 42—45.

〔二〕 農民諸負担

一、現物地代 (rent in kind)

この種の地代は殆ど問題にならない。復活祭の卵、マーチンマスの家禽類がヴァーギターたる農民にも零細な農民にも平等に課せられていた程度である。しかし時には養豚権 (pannage) に関する上納金の代りに豚が一時的に納められた事実はある。仮りにサクソン期にこの地代が上納されていたとしても、ベックの所領では不在地主たるアボットの関心事は貨幣による地代に変わった。

二、貨幣地代 (money rent)

十三世紀の《custumal》や《court roll》に現われる貨幣地代《redditus assisae》は屢々複雑な発展の結果であるが、ベック所領においても同様のことがいえる。リスリープ等のイースト・アングリア (East Anglia) のマナーでは通例的な賦役が課されており、《rent of assize》の名のもとに年間二乃至四回支払われている。

三、各種の賦役

この時代にあつて最も重要なそして最もデリケートな問題を絡ませている農民負担はいうまでもなく各種の賦役である。総じて賦役は「恵み深き賦役」(Boon work) と名付けられた農繁期に実施される賦役と専ら農奴身分に課せられる「週賦役」(week work) および運搬賦役に分類することができる。

《boon work》は農繁期に際し常備の労働力と生産手段補充の目的で凡ゆる農民層から徴収されており、マナー体制の存在と不可分の関係に立つ最も恒常的なものである。《week work》は最も本来的な賦役に他ならない。直管地の規模の変化に応じてその量に変化する性質のものたることは既に屢々語られている。運搬賦役は前二者の如く生産労働ではなく、旧い起源を有するが主として生産物の移転に関係することは前にみたとおりである。

ベックの所領にはマナー体制の形態についてイースト・アングリアのマナーとウィルトシャーのそれとの間に対照的な型が存在する。前者は D・C・ダグラス (David C. Douglas) の

古典的研究(註七)に示されるように早くから成立した自由な土地市場の存在と村落慣行の特殊性により極めて特徴的な畜曲の与えられた保有地組織をもち、同時に教会領における強度な賦役 週三日乃至六日——によって特徴づけられる。この地方に存在するベックのマナーにみる賦役はその一般的傾向とは逆の様相を呈し、週賦役の欠除せるレタムのマナーを始めブレイクナムの週一日、レンシガムの週半日という事実が見出される。その主な理由として週賦役が旧い起源をもつ保有地のみに集中されていることが指摘されている。このことは特に小規模な「free hold」の広汎な存在と対応する。総じてこのような週賦役の性格はそれが所領形成期以来の残滓であり、更らに賦役強化への必要性が殆んど存在しないという事態を想定せねばならない。二ヶの犁によつて充分賄いうる程度の直営地(«es-ingham»)においては、ノーリッチ、ヤーマス等での販売を目的とした穀物生産に好況期が到来しても慣習小作人の負担を増すことなく、既に古くから特徴的存在であった下層農民の剰余人口から所要の労働力の供給を仰ぐことは容易であった。思うにかかるマナーの経済構造(註八)は所領形成以来殆んど変化のないことを示している。

(註中) David C. Douglas: *The Social Structure of Medieval East Anglia*. (Oxford Studies in Soc. & Leg. Hist. Vol. IX, 1927.)

(註八) この型はもとよりロクスミンスキの設定せる『非莊

『ベック修道院のイングラント所領』

園型所領」(non-manorial estate)の範疇に属するのやあるが、東南部、特に教会領には大規模な古典型マナーの発達と「封建的反動」の成立とを主張する彼の立場がここでは妥當してゐない点に注目すべきである。

その対照的發展はウィルトシャーに位するマナー(Ogbourne St. Andrew, Ogborne St. George, Deerhill, Ruislip)にみることが出来る。ここにおける特徴的容相は何よりも直営地の広大な形成と賦役労働の重いことに求められねばならない。一二九四年の《«extent»》によれば直営地の農耕地はオグバーン・セント・ジョージにおいて八七一エイカー、ブリクストン・デヴァリルで七一七エイカーに達しており、賦役農民の少ないオグバーン・セント・アンドルウのマナーでも三五二エイカーに及び(第二表参照)、この三つのマナーにおける賦役による保有地が当時それぞれ六四、三〇、二四であつたという事実と對比するならば、総じて農民の賦役労働のミゼラブルな状態は容易に想像しうる場所である。一体に賦役に関する各マナー間の事情には大差はないよう、ミクルマスから八月一日の間は毎週三日、それ以外の時期では土曜日を除く全ての平日に賦役を強制されている。その他通例の《«boon»》としての犁耕と、保有家畜数に応じた牧草地の特別犁耕役とが要求されているばかりでなく、農民は尙マルチンマス(十一月十一日)に一・五乃至二エイカーの犁耕・播種を行なわねばならなかつた。これにたいして貨幣支払は極めて少なく、ヴァーギターは一〇乃至一

五片^{ペン}、半ヴァーギターの場合はその半分を上納していたにすぎない。

こうした貨幣地代の未成熟と各種賦役の重課という事態を生ぜしめた理由として、これらのマナーが大規模な耕作と牧羊経営に適した溪谷地帯に存在していることより、ここにもみる大規模な直営地経営が所領経済においてその意味から極めて重要な地位を占めるにいたつていたことが指摘されねばならない。

これらを含むウィルトシャー・マナーでは明らかに直営地経営の拡大・賦役の強化を指向する変化をみとめることができる。オグバーン・聖アンドルウ・マナーではその《customal》かその過程を物語っている。例えば曾って貨幣地代と比較的軽度の賦役——一人は冬期の週賦役さえもない——によつて一ヴァーギトを保有していた三人の農民は、後には他の農民と同様に述べた一般原則に従つてその土地を保有する関係に改められている。また《charter》に基づき農民に耕作せしめていた土地が回収されて直営地に併合されるという事態もまた存在した。アポットによる土地購買の事例も随所に見出される。直営地の収益は所領の集中と拡大の為に投じられる傾向がある。こうした情勢は他の領主に属する近傍のマナーとは可成りの相異点をもつ反面、約二十哩も離れた共通の領主を仰ぐマナーとは極めて相似した性格を示しているのであれば、それが領主による所領管理政策の結果であることは明かである。肥沃な土地と特約市場とが当該マナー形態の好条件と協働し、十三世紀の領

主をして直接耕作下にある面積を直営地経済に最も適合した規模に拡大し、然も慣習小作人の犠牲においてそれを遂行せしめた。恐らく十三世紀にみる市場の拡大とイースト・アングリアにおける穀物貿易の繁栄がウィルトシャーのバック所領に『封建的反動』を齎したのであらう。

オグバーンのベイリフ管区に所属するマナーにおける二つの類型は共同体のもつ地方的な特殊性の強い影響によつて与えられるものである。そうして両型の間には極めて多様な形態のマナー経済の発展が存在する。地方的特殊性を説明しうる如何なる定式もありえないが、唯直営地の大小と農民の数とのバランスはこの点を部分的には説明しうるであらう。しかしこの場合もマナー労働力のもつ他の要素、すなわち常傭のマナー下僕 (manorial servant) たる《famuli》の存在に注意せねばならない。

〔iii〕 famuli (註九) とその二つの形態

直営地経済には熟練労働を必要とする各種の重要な生産行程があつた。放牧された羊等の家畜の大群の統制には特殊な技能を要したばかりでなく、農業労働の核心をなす犁耕もまた高度な技術が要求される。危険を伴う脱穀作業も同様である。この種の労働は多数の農民による賦役をその補助とする経路ある少数の労働者の仕事であつた。

《shepherd》や《ploughman》等のファミリは慣習的なものと雇傭されたものとの二つの要素から成り立つ。この二形態

はマナーによつては共に存在することもあり、何れかに集中する場合もあった。前者は特權的な農民であつた。屢々自己とその家族を養うに充分な一乃至半ヴァーギトの土地を保有する彼等は賦役の軽減を期待してファムリとなる。その保有地はまた時には領主の犁によつて耕されるばかりでなく、直營地と同様に他の農民の賦役さえも利用できたのである。後者の型に属するファムリは当然大抵は「cottar」から出ている。彼らは生計補充の目的によつて領主に雇備され、領主の賜食と現物乃至貨幣による賃金を得ている。このベイリフ管内のマナーにみるファムリの実態は次の表(註一〇)に明らかである。ここでもまた賦役にみたと同じ多様性が見出されるが、總じて賦役の大規模な徴集が行なわれていたマナーでは慣習的なファムリの存在が顯著であり、逆に賦役の軽度なマナーでは雇備されたファムリの上に直營地經營の重点がおかれるという傾向をみとめうるのであるが、この場合最も重要な役割は恐らく地方的な労働市場によつて演じられたらう。十三世紀のイーストアン・グリアの如く過剰人口のみられる地域では多くの賃金労働者を胚出しそれが直營地にファムリとして吸収されているという事実は、この地方の共同体構造が初発から包蔵する多くの「under-setter」の存在と密接な関係のあることを示唆するものである。そして恐らくはこの種の雇備労働の供給源の豊富さがマナーにおける賦役組織を弛緩せしめる効果をもっていたであらう。一般に賃労働者としてのファムリは賦役にとつて代る傾向をみせ

【ベック修道院のイングラント所領】

第四表 Famuli

Manor	Ploughman	Swineherd	Shepherd	Cowherd	Foresters
Ogbourne St. George	Cottar, 4 acre	Cottar	Half-Virgater	One specified virgater	One specified virgater
Chisenbury	Cottar, 5 acre	—	Cottar	—	—
Combe	Half-Virgater	Half-Virgater	Half-Virgater	—	—
Monxton	Cottar or half-Virgater	—	Cottar	—	—
Povington	Half-Virgater	—	Half-Virgater	—	—
Milburue	Virgater or half-Virgater	—	Virgater or half-Virgater	—	—
Hungerford	Cottar	—	Virgater	—	Half-Virgater or Cottar
Brixton-Deverill	Half-Virgater	—	Cottar	—	—
Bledlow	Half-Virgater of a special tenure	—	Half-Virgater of a special ten.	—	One specified Virgater
Quarley	—	—	Half-Virgater	—	—
Swyncombe	—	—	Virgater	—	—
Preston	—	—	Virgater	—	—

50。

(註九) ノットリに関しては近年多くの研究がなされてい
る。E. Miller: *The Abbey and Bishopric of Ely* (1951),
pp. 90—3. H. P. R. Finberg: *Tewitstock Abbey* (1951),
p. 252. F. M. Page: *Estates of Crowland Abbey* (1934),
pp. 104—5. M. M. Poston: *the Estate Labourer in the
XIIth and XIII th Centuries* (*Economic History
Review*, Supplement 2, 1954)。モーガン女史のこれに關
する見解は特にミラーとボスマンの支持をうけてゐる。
(註一〇) 八九—九〇頁所収。この表では慣習的マフメリと
賃労働者としてのそれとの差を明瞭にすることはできな
5。

概して十三世紀末のベック所領においては、なお賦役の強化
が顕著な現象であつたとしても、遠隔地のマナーでは逆の傾向
が昂まつていったと考へてよい。

III

右にみた十三世紀のマナー経済の状態は、十四世紀において
著しい変化をみせるのである。史料の制約(註一)により一般
的な結論を導くことは全く困難であるが、二三のマナーについ
て得たところから判断するとき少くとも二つの特徴的变化の発
生を指摘することができる。すなわち直営地に充用される労働
力は従来の賦役から雇傭労働力に置きかえられ、同時に貨幣地

代は増加しつつあつた。この地代形態の転換と直営地労働力の
変化という所謂「金納化」過程に特徴的な側面が顕著な容相を
呈すると同時に、地方では直営地経営の衰頽、定期小作の生成
と云ふ「地代荘園」(*Rentengrundherrschaft*)を指向する動
向もまた明白に把握することができよう。

(註一) 一二九四年と一三二四年とに作成された『royal ex-
tent』の比較検討はこの場合事態を明らかにしない。この
史料に記された賦役の価値額は現実に強制された賦役とそ
の金納化されたものとを区別してはいないからである。従つ
てこの問題の追究は個々のマナー内部の史料に拠らねばな
らざる。

〔一〕三つのマナーにみる経済的發展

一、レタム (*Wretham*)——ノーファック

一三〇三年から三八年にいたる二十年間、慣習小作人は尙依
然として全ての犁耕賦役と秋期の週賦役を行なつていた。しか
し半日の『*boon work*』と除草賦役の若干は賜食の爲の経費節
減という理由から時に免除されてゐた。賃労働は僅かに用いら
れたのみで、十人の常雇のファムリが主体となつた直営地耕作
が行なわれてゐるにすぎない。直営地の耕作面積は漸次縮小の
傾向をとり、一三〇五年—六年の二九五・五エイカー(最大)は
一三三七—八年の二三二エイカーに減少してゐる。恐らく若干
の土地が定期小作化されたであらう。この間地代収入は七志六

第五表 Value of Works sold at Blakenham

Year	Ploughing	Winter		Autumn		Carrying	
	s. d.	s. d.	s. d.	s. d.	s. d.	s. d.	
1298—9	2 7	
1299—1300	2 1	
1300—1	3 0	1 3	
1301—2	4 7	1 0	
1302—3	4 4	3 10	18 0	5	
1331—2	10 6	3 0	1 6	2	
1332—3	10 6	4 6	2	
1334—5	10 6	9 3	11 4	
1335—6	6 6	4 0	2 5	
1336—7	2 0	4 5	1 0	
1337—8	6 0	15 0	5 0	
1338—9	9 0	15 0	5 8	

片増加する。

二、コティスフォード (Cottisford) — オクスフォード

このマナーの事情は前のレタムのマナーの場合とは似た形をとっている。慣習小作人による賦役は犁耕、収穫期の「boon」除草等にわたっており一三四一五年には収穫労働の二パーセントは彼等の賦役であった。総じてここでもまた直営地耕作の衰頽は一三四〇年以前には尙明瞭でない。

三、ブレイクナム (Blakenham) — サフアーケ

「ベック修道院のイングランド所領」

第七表 Rent and Farms

Yeas	Assized rents			Farms		
	£	s.	d.	£	s.	d.
1297—8	7	11	13/4
1298—9	7	12	83/4
1299—1300	7	16	41/4
1300—1	7	13	31/4
1301—2	7	11	93/4
1302—3	7	12	31/4
1331—2	6	12	91/4	2	12	101/2
1332—3	6	8	71/4	3	9	41/2
1334—5	6	9	33/4	4	1	81/2
1335—6	6	9	33/4	4	4	41/2
1336—7	6	9	33/4	4	4	41/2
1337—8	6	9	23/4	4	4	41/2
1228—9	6	9	23/4	4	1	81/2
1347—8	4	14	2	4	0	10

第六表 Wage

Year	Total Wages		
	£	s.	d.
1297—8	3	14	5
1298—9	3	11	1
1299—1300
1300—1	4	8	51/2
1301—2	3	8	01/2
1302—3	3	7	101/2
1331—2	6	6	81/4
1332—3	8	10	01/2
1334—5	6	12	93/4
1335—6	9	3	23/4
1336—7	9	3	51/2
1337—8	6	7	33/4
1338—9	6	14	111/2
1347—8	5	7	83/4

恐らくこのマナーの発展過程が最も興味深い様相を提示しているだろう。

賃金に関する記録はその鋭角の上昇を余すところなく示している(第六表)(註二)。この事実は納化された賦役金量(第五表)と対比することにより、直営地労働の賦役から雇傭労働への移行の状況を明らかに読みとることができる。第七表にみる法定地代の漸減と『Farm rent』の急速な増加とは、恐らく週賦役の課されていた保有地が一旦領主の手に返還され改めて同一の保有者に貨幣地代によって与えられた事実が、直営地の一部の定期小作化と平行して行なわれていたことを明示するものである。実際また直営地の耕作面積も一三〇〇年の二四八エイカーから一三三九年における二一四エイカーにまで激しく動揺しつつ減少していったのである。

(註二) 第六表は一〇〇頁所載の表にみる総計の部分に記す。原表にはその内訳が示されている。尙第五表、第六表は一〇二頁所収のもの。

総じて賦役への依存性の強いマナーの場合、直営地への賃労働の導入は徐々に、しかし着実に増大しているかのようである。いま更にノーム(Combe: Huntingdonshire)にみる十四世紀の第一四半紀の事例を附加すれば次の如くである。賦役農民(Operarii)の主体は半ヴァーギターであるが、それは同時に常傭のファムリの源泉でもあった(一三二四年十六人)。しかし他方では領主はまた賃労働者として牧羊者・共同地管理人(Hayward)等々九人の人々を雇入れており、更に収穫労働・

脱穀・除草作業には別に雇傭労働力を利用した。この結果最早や全賦役が要求されることはなくなってくる。『boom』としての犁耕役を除外すれば本来の犁耕役は既に行なわれず、賦役の三分一乃至四分一は毎年金納化されていた。

〔二〕頻発する農民の抵抗

農民の領主の圧制にたいするレジスタンスが続生し且つ一般化するところに十四世紀の歴史過程のもつ一つの特徴的側面があることは、既に英国における社会経済史学の研究が一般に承認するところである(註三)。オグバーン・セント・アンドルウの『accords』はこの特徴的容相を明瞭に物語っている。ここには既に十三世紀中葉以前に農民抑圧に負担強化という『封建的反動』の存在を示す史料がある。しかしながら何らの問題もなく農民はこうした新しい負担をうけ入れただろうか、またどのような抵抗の方法をとったか、これらの点については尙詳細には判らない。しかし十四世紀の農民抵抗の歴史は少なくとも広範に組織された一揆の一事例として詳細に語るに値する。初期にみる抗争の中心は自己の農奴たる身分規定の不当を唱えた法律闘争であった。一三二二年の聖ヒラリ節(二月十一日から三十一日)に提出された二つの調査令状(Writ)に示される二十二人及び四人の農民の提訴は、彼等が『ancient demesne』の『sokeman』をその祖とすることを主張して、アボットが彼等の身分を無視しあらゆる農奴的諸負担を強制することは明らかに不当であるとしている。この種の身分規定をめぐる法律闘

争は一二八八年、一三〇九年に既に発生をみているが、その最大のものは一三二七年聖オーバン (St. Alban)、聖エドモンズベリ (St. Edmundsbury) その他の都市において蜂起した一揆に呼応して発生した。この農民の抵抗は騎士たるヒルデブラント・オブ・ロンドン (Hildebrand of London) らによって支持をうけ、アボットにより農民の《villain》たることを立証する調査書の公表をみたにもかかわらず、尙農民は農奴として地代や賦役の上納を拒否しつづけていた。

こうしたオグバーン・聖アンドルウのマナーにおける農民一揆はこのマナー内部の経済的発展のプロセスを明らかに反映している。その最も顕著な変化は賃労働利用の増大にある。一三三一年には脱穀・簸分 (winnow) のために四磅七志一〇五片、秋期賦役に代る労働につき一二磅八志二片の賃金がバシリフの手によって支払われている事実が見出される一方、この前年における金納賦役が一五磅四志三片にも達した状態もマナー経済の大きな変容を物語っている。こうした経済的発展は一揆の因となり果となりつつ密接な関連において促進されるところである。このマナーの一揆は一三四一年マナー経済が一応の小康状態に立到るに反し、その度重なる失敗にもめげず一三三二年、一三四一年、一四一六年と飽くことなく繰り返されるのである。

ベック所領内の農民一揆はこれが唯一のものではない。ノーサムプトンシャーのウィードン (Weedon) やサセックスのホ

【ベック修道院のイングランド所領】

ーウ (Hoe) において何れも一二九七年に大規模な農民のレヂスタンスがみられる。ウィードンの《court roll》はこども有力な隣人の支援をえた闘争についての知識を与える。抗争の主体は主に地代を納め間々軽い賦役を行っていたヴァーギター乃至半ヴァーギターたる農民であったが、彼等は更に保有地を引継ぐ際に支払うべき極めて多額の《fine》を課せられていた。恐らく抗争の目的はこうした過重な負担から逃れることであり、そのために自己の自由民たることを立証してそれらを拒否することを企図したものであった。しかし農民の抵抗は失敗し叛徒の土地は没収されヨリ高い地代によって漸次他の農民や旧来の保有者に再下附された。しかし成功の一例を見出すこともできる。すなわちジョン・ブロックホル (John Brokha) という一富農の場合で、彼は同様に自由民たることを主張して争ったが陪審人によりその身分はやはりアボットの《villain》たるものが立証された。然しながら法廷はこれに加えてアボットの苛酷な取扱いは「王国の安寧に反する」という理由から彼に損害補償として四十志を与えることを宣している。この種の特に富農の部分的成功は史料の物語る以上に数多く存在しているものと思われる。

(註三) ロチャースの提示になる古典的見解、すなわち黒死病以降にみる労働人口の不足による賃金昂騰とその結果たる領主による賦役の強化創出とが激しい農民の抵抗を惹起したという所説は数々の個別研究によって徐々に覆えされ

ついで。そして黒死病以前でさえも農民の小規模な一揆は到る所で見出されることが指摘されたのであるが、この種の見解はヒルトンの二つの論稿『The Peasant Movement in England before 1381. (Ec. H. R. I, 1950). ditto & H. Fagan; English Rising of 1381 (1949)』と二つの頂点を求めることができる。ヒルトンの所説は、頻発する農民の抵抗は封建社会の基本的階級構造即ち領主と農奴関係に深く根ざすものであり、封建社会に内在する『基本動機』(prime mover)たる領主・農奴間の『地代をめぐる闘争』の具現形態であるという視点から出発し、農民層の両極分解という要素を導入しつつ富農にとっては繁栄阻止条件として、貧農には生計破壊への脅威として二様に対応する封建地代の性格を指摘することにより、二つの抵抗線が初発においては身分規定をめぐる法律闘争として発生し、漸次共同体を媒介として全国的な武力闘争へと組織されてゆくことを説いており、その発生を何らかの形で黒死病との関連性から説明しようという旧來の俗流史学に対立し、その封建制の基礎構造から派生する基本的階級闘争たる本質に注意を喚起するものである。先に各国の經濟史家の耳目を集めて英国のM・ドブ(M. Dobbs)と米国のP・スウィーヰイ(P. Sweezy)との間に封建制の基本矛盾を如何に把握するかという問題が提起され、それをめぐる論争の展開をみたのであるが、ヒルトンはこれについて「com-

munication)を寄稿して、上述の如き独自の見解を述べている(Science & Society. Vol. 17, No. 2, 1953)。マガン女史のこの研究は彼の理論構成に大いに貢獻している。

〔三〕富農の生成と農民階層の分化

この十四世紀におけるマナーの發展をみるに当り逸することのできぬ点は、領主の犠牲よりも比較的弱体な隣人の犠牲においてマナー機構の内部に漸次小さな富を築きつつあった富裕な農民階層の発生である。ウィードンの《customal》や《vental》は彼等の生成史を示してくる。十三世紀中葉から十四世紀の中頃にかけてマナーの地代収入は僅かな変動をみせる(註四)のみであり、一三六五年頃までは若干の上昇線を描きそれ以後は僅かに下向し始め且つ幾ばくかの土地が定期小作とされたのみである。この静寂であるかにも見える事態もその内部をさぐるならば富と土地の分配関係に大きな変動のあったことが明白となってくる。十四世紀に入るや経営単位の増大が耕作面積の變動が殆どないにも拘らず強く行われ、そのため保有地の細分という現象を招いたのであったが、この機に投じた若干の農民はそうした保有地の断片を吸収して旧來の保有分を越えて更に四分の一乃至二分の一ヴァーギトの土地を保有することになる(註五)。一三六五年の数字はこの傾向を明瞭に指示するのみならず、その反面《small othar》の階層に属する農民が急激に

第八表 Rents paid at Weedon Beck.(註六)

Rent Paid	c. 1248		c. 1300		c. 1365	
	No. of tenants	Per-cent.	No. of tenants	Per-cent.	No. of tenants	Per-cent.
Over £ 1	2	2.7
15 s. to £ 1	1	1.4
10s. to 14s. 11d.	3	3.7	4	3.6	7	9.6
5s. to 9s. 11d.	46	56.8	33	30.0	26	35.6
2s. 6d. to 4s. 11d.	15	18.5	23	23.6	8	10.95
1s. to 2s. 5d.	7	8.6	18	16.4	8	10.95
under 1s.	1	1.2	19	17.3	18	24.65
Works only	9	11.1	7	6.4	3	4.1
Hens.	3	2.7
TOTAL	81	...	110	...	78	...

「ベック修道院のイングランド所領」

第九表 Peasant Families in Weedon Beck

Name	Holding c. 1248	Holding c. 1300	Holding c. 1365
Godfrey	1 Virgate (rent 5s.)	1 Virgate, 1 curtilage, 1 cotland (rent 5s. 9d.)	3 $\frac{1}{2}$ Virgates, 3 $\frac{1}{2}$ acres, $\frac{1}{2}$ rood and meadow (rent 18s. 10 $\frac{1}{2}$ d.)
Bernard	1 virgate (rent 5s.)	2 virgates, 1 virgate less a messuage and 3 acres (rent 13s.)	3 $\frac{1}{2}$ Virgates, 2 quarter virgates, 1 $\frac{1}{2}$ acres, $\frac{1}{4}$ cotland conjointly (rent £ 1. 2s. 4d.)
Brookhall	2 Virgates (rent 10s.)	2 $\frac{1}{2}$ Virgates, 1 place, 1 acre (rent 13s. 7d.)	3 $\frac{1}{2}$ Virgates, 2 $\frac{1}{2}$ acres, 1 quarter-virgate, 1 cotland and meadow (rent £ 1. 2s. 2d.)

四〇五

(ibid. p. 112)

増加しているという事態をも表現している。こうした二三片を支払う小さな小屋住から一磅以上の地代を負担する数ヴァーギト乃至大総劃地をもつ大農民にいたるまで十四世紀の農民はその家族の起源が旧いと否とにかかわらず大きく分化することになる。

(註四) ウィードン・マナーでの地代総収入は一二四〇年に

おじり一六磅一二志一〇片、一二八八年一七磅六志一〇片、一三〇四五年一九磅六志五片となつてゐる。

(註五) このマナーにおいて最も大きな保有地三つの内容は第九表のとおりである。

(註六) Morgan, *ibid.*, p. 111.

ベック所領に現われた十四世紀の経済的諸変革について一般的特徴づけを与えることは困難であるが、史料の存在する幾つかのマナーに限定すれば総じて耕作地と人口の減少・賦役の漸減・農民一揆の頻発とそれら相互間の協働等を共通に認めることができる。これらの諸変化は黒死病の最初の流行以前から既に進行していた。

【四】定期小作 (leasehold) の形成

右にみた土地再分配の過程は更に一つの事実、すなわちマナー領主が直営地耕作を放棄したときそれを全面的に継承しうる人々の階層の形成という事実をも導き出すのである。時にはこの種の人々は農業経営者のみならず行政的にもアボットの権能

の代行者として直接生産者たる農民に対立し、彼らがその生計を営み土地を保有していたマナーの経済を一層自らの利益のために有利に運用したのである。また最も多くの場合《Metric-system》としての《land and stock lease》の形がとられたがこのことは富裕な農民の能力を超えた大規模な定期小作の形成を可能にしている。

実際十四世紀におけるベック所領の各マナーは漸次その直営地を放棄しその定期貸出と地代徴収の傾向的強化が目立ってくるのであるが、第十表の明示するとおり就中小規模な直営地を擁して商品生産を主要な物的基礎とする所謂《cash manor》でこの傾向が特に強くみられる。

しかし一方定期小作の形成は直営地に留らない。特に十四世紀後半農民層の階層分化が顕著な形をとつてくるにつれて一部の集積された巨大な農民保有地もまた定期小作として再小作 (sublet) される事例も見出すことができる (第十一表)。これらの他史料に現われない小さなそして短期間の定期小作も数多く存在したことは想像に難くない。然しながら一般に牧羊に適した地方で特にオグバーンの修道院に近接したマナーでは直営地の定期小作は遠隔のマナーよりも遅れて現われている (ウィルトシャー、ハムプシャーのマナー)。

定期小作人の出自については若干の手懸りを得るにすぎないが、在地の農民や下級役人であった場合も幾つか見出すことができる。例えば一三二四年ブレドロウ・マナーを四年間の期限

第十表 Lease of the Manors of Bec

Manor	Date	Lessee	Rent	Term
Dunton	1322	Thomas of Barfield	£ 20	6years
"	1341	Simon of Barking, goldsmith	£ 22	6years
"	1351	John Tyrel	£ 18	9years
"	1361	Thomas and Alice Tyrel	...	Life
"	1393	John and Elizabeth Pykenham	...	Life
Bledlow	1323	James Freysel	£ 80	4years
"	1326	" "	£ 60	7years
"	1336	" "	£ 60	6years
Tooting	1323	William Roce	20 marks	9years
"	1347	Henry Ingleby	...	10years
"	1359	Sir David Wollore
"	1394	The Piror of Merton
Lessingham	1332	Edmund and Roger of Lessingham
"	1368	Robert Crispin of Hapesborough	53 marks	7years
"	1387	Edward and Margaret Metteleye	£ 20	Life
Blakenham	1343	John Broughton	£ 20	6years
"	1356	John Mabbe of Tilbury	...	7years
Atherstone	1344	Abbot of Merevale
Weedon	1353	William Combe of Chyseldon	£50first, £60later years	6years
"	1356	John Chesterton and John Bodecote
"	1369	John Newenham, dean of Wolverhampton, Thomas West, parson of Sketon and John Leyre, parson of Doddington	£ 45	9years
Preston and Glynde rectoy	1374	Robert Gosselyn and Robert Gardiner	£ 53	9years
Povington and Milbourne	1380	William Chyke and Matthew Raulyn of Wareham	£ 22	40years
Cottisford	1391	Edwad Metteleye	£ 10	9years

「ベック修道院のイングランド所領」

四〇七

第十一表 Lease of Large Tenements

Tenement	Date	Lessee	Rent	Term
Northwood in Ruislip	1384	Roger Reding
"	1384	John St. George and his Wife	5marks	Life
"	1392	Richard R. ndulf	5marks	27years
Barstement in Cottisford	1375	Edward Metteleye	1mark	8years
"	1400	Edward and Margaret Metteleye	Red Rose	Life

(ibid. p. 115)

『ベック修道院のイングランド所領』

で《land and stock lease》として継承したジェイムズ・フレイゼル (James Freyzer) は下級役人であり、彼の父親は陪審人たる資格をもっていた。彼は一三二九年騎士に叙せられており、その借地契約は死に到るまで定期的に更新された。この種の小作人の例は他にも見られ、一三二三年トリーティング・マナーの全部を九ヶ年間同じく《land and stock lease》としたウィリアム・ロース (William Rose) はこのマナーの農民で、曾ってベイリフに任ぜられている。彼も後に騎士の称号をえている。この二人が貧しい農民階層から徐々に上昇してきた人々か否かは史料は明らかにしていない。その他この時期の

定期小作人としてマナー経済を継承した人々には、他のマナーからベイリフとして任命されてきた外部の農民が任地の定期小作人となった者、ロンドンの富裕な市民 (一人の鍛冶屋の事例あり) 等があった。また政治的にも経済的にもベック修道院との関係を全くもたぬ《small country gentleman》が定期小作人として立現われた例を挙げることもできる。ウォリックシャーのハンガム (Hunningham) に土地をもつ エドワード・メッテライ (Edward Metteleye) は十四世紀末葉以来ノーファクのレンシガム、オクスフォードのコティスフォードの定期小作人となっている。

十四世紀末までにはこのフランス修道院はイングランドにおける殆んどすべての直営地経営を廃棄し、その直営地を自己の農民に分割し乃至は全マナーを他人に貸与して自ら《rentier》となった。この所領経営の構造変化は所領経済の内部的発展の所産ではあったが、同時にまたそこに『百年戦争』とよばれ一三三七年から一四五三年にかけて間断なく継続された英仏戦争の影響も見逃すわけにはいかないのである。この修道院は十六世紀の『修道院解散令』を待つまでもなく、十五世紀末葉には早くも英国修道院として独立してゆく二つの僧院を除けば、残余は他の英国修道院や大学に併呑されて消滅するという運命を担うのである。

M・モーガン女史の注目すべき個別研究の概要とその研究史的背景は右にみる如くである。過去において英国の経済史家が十四世紀について示した研究態度はロヂャース、ペイズ以来黒死病の社会的経済的効果如何に論点を集中する傾向にあったことは先にみたとおりであるが、レヴィットからコスミンスキに到る歴史家はこうした問題視点の覆滅のために多くの貢献をした。その経済史学の業績を正しくうけついでモーガンはこの研究において旧説の根拠を鋭く批判し、従来黒死病に帰因するものとして考慮されてきた諸変革が既に黒死病以前から徐々に進行していたことを明らかにしている。黒死病によつて労働人口の五乃至九割が失なわれ、『凡ゆる種類の仕事における使僕の欠乏は大きかった。時経ればこうした欠乏は殆んど信じられないと思われる程だ』(Chronicle of Henry of Knighton, II, Rolls Series, 1889, XXXII, 1) (註一)といわれる程黒死病の破壊的作用は深甚なものであったとはいえ、モーガンはその歴史の進化に与えた影響は正當にも促進条件としての域を出ないものであると評価している。のみならず寧ろモーガン女史にあつては、十四世紀に著しい進展をみせたマナー経済の発展は十二、三世紀にその最盛期を求めうる英国の封建的土地所有マナー体制それ自体の内部構成に根ざす問題として理解され解明されている。そして当該所領を構成する各々のマナーの個別的な社会経済的発展は、その立脚する村落共同体の内包する地域的特質との相関において説明されている。こうしたモーガンの

『ベック修道院のイングラント所領』

分析方法は、一九一五年以降斯界における支配的傾向となり主としてハワード・L・グレイにより先鞭のつけられた問題、即ち共同体とその耕地制度における幾つかの類型乃至特殊性をマナー発展史の分野に導入する仕方に準拠しているものである。然しながらこの方法に立つ多くの歴史家がその個別性にのみ目を奪われて発展過程を貫徹している法則性を抽出するに極めて消極的だったということにも注目すべきである。モーガンもまたこの点においては少なくとも例外的存在とは云い得ないように思われる。それにも拘らずこの彼女の研究は類書を絶するものといふべきである。モーガン女史の功績は「金納化」を中心とするマナー体制の解体が領主対農民の力関係の如何によつて、云いかえれば封建制に固有な階級対立によつて抜き難く推進される性質のものであつた事実を正しく示している点にある。農民のレヂスタンスが地代形態の発展に占める役割は、封建地代収取という封建的土地所有再生産のための基本条件が専ら領主的権力機構によつて維持されるべきものであるとすれば、その故にこの特殊封建的な生産様式に本質的な動揺とその危機とを与えるものとして高く評価されなければならない。必ずしもモーガン女史はこうした問題意識に立つものではなかったが、それにもかかわらず問題の核心を誤りなく探り当てている。そしてこれらの諸過程の結果、農民層の劃一性を破つて上昇してくる富農層の繁栄に資すべき好条件もまた成熟してくること、就中若干の問題は残るとしても定期小作形成のうちに新らしい

「発展が担われるものであることが明瞭に示されているのであった。」

(註1) M. Campbell; *The English Yeoman, loc. cit.* p. 17.

資本制生産の自然発生的生成を以って特徴づけられるイギリス近代化の過程が、十六世紀に広汎に形成されたヨーマンリーに典型を求めうる独立自営農民層によって媒介されたという事実は既に多くの先学の業績に確認されるところである。しかし同時にまた独立自営農民は封建的土地所有崩壊過程の所産でありその推進主体であったとすれば、イギリス・マナー解体の具体的な諸過程の究明はかかる歴史的推転の媒介契機が国民的規模において形成される基礎行程を自ら明らかならしめるであろう。我々は右の観点からイギリスにおける独立自営農民形成の姿態をマナー崩壊過程の歴史具体的な諸問題に即して描かんとするとき、未だ解きえざる数々の問題を担わねばならないのであるが、この個別研究の如き英国実証史学の齎らす諸成果の批判的摂取は右の視点に立ちつつ問題を深化してゆくために一つの有力な糸口を提供するものである。